

# 日本活断層学会定款

平成 19 年 9 月 22 日設立総会 議決

平成 21 年 5 月 21 日総会 一部改訂

平成 24 年 5 月 22 日総会 一部改訂

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は日本活断層学会（Japanese Society for Active Fault Studies ; 略称 JSAF）という。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 2 条 この会は、活断層に関する基礎研究、関連分野間の学際連携、研究成果の普及並びにそれらを担う人材の育成を行うことにより、活断層の総合的調査研究を推進し、もってわが国の学術の発展と地震災害の軽減に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会はその目的を達するために以下の事業を行う。

- (1) 調査研究とその振興
- (2) 学術大会・研究集会等の開催
- (3) 定期刊行物・学術刊行物等の発行
- (4) 講演会・講習会・見学会等の開催、その他の啓発活動
- (5) 関連団体との連絡及び協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) 研究の奨励と業績の表彰
- (8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(種別)

第 4 条 この会の会員種別は次の通りとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この会の目的に賛同して入会した法人等
- (3) 購読会員 この会の定期刊行物の購読を目的として入会した個人または法人等
- (4) 名誉会員 この会の目的に大きく貢献した者

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 入会希望者は入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第6条 会員は毎年会費を前納するものとし、既納の会費は返却しない。会費の額については会費規定で定める。

(会員の権利)

第7条 会員の権利はその者に専属する。ただし、法人会員については、第7項を除いて代表者ののみがその権利を行使することができる。

2 正会員は役員選挙権と被選挙権をもつ。

3 正会員、法人会員は総会における議決権をもち、総会に出席して意見を述べることができる。

4 すべての会員は、定期刊行物等により情報提供を受けることができる。

5 正会員、法人会員及び名誉会員は、この会が発行する定期刊行物等に投稿することができる。

6 正会員、法人会員及び名誉会員は、この会が開催する学術大会・研究集会等に参加し、発表することができる。

7 法人会員は、その法人に所属する者から会費の額に応じた人数分、学術大会・研究集会等に参加（聴講）させることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき

(3) 会費を1年間滞納し、督促に応じないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。この場合未納会費があるときはこれを全納しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## 第4章 役員

(理事・監事)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名

(会長・副会長)

第12条 会長1名、副会長2名を置き、理事の内数とする。

(選出)

第13条 役員を選出は以下の方法による。選挙の運営は選挙規定によって行う。

- (1) 会長、監事、および会長以外の理事は、正会員の中から選挙によって選任する。
  - (2) 副会長は理事の互選により選出する。
  - (3) 理事のうち若干名は、会長が推薦し、総会が承認することにより選任することができる。
- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
  - 3 会員は役員への就任を辞退することができる。その場合は次点者を繰り上げる。

(会長・副会長本務・会長代行)

第14条 会長はこの会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。

(理事会)

第15条 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

(監事)

第16条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この会の財産の状況を監査すること
- (3) 監査の結果を総会に報告すること
- (4) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(委員会)

第17条 この会は、第3条の業務を円滑に執行するため、以下の委員会を設ける。

- (1) 総務委員会
  - (2) 編集委員会
  - (3) 行事委員会
  - (4) 渉外・広報委員会
  - (5) 企画・調査研究委員会
  - (6) 普及教育委員会
  - (7) 災害委員会
- 2 各委員会は、理事会に対し、委員会の活動状況を報告しなければならない。
  - 3 各委員会の委員長は、理事の互選により選ぶ。
  - 4 各委員会の委員は、正会員の中から各委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。ただし、編集委員については、活断層研究会から推薦があった場合、編集委員長はこれを委員として推薦するものとする。
  - 5 理事会は、各委員会のもとに専門委員会を設けることができる。専門委員会の委員は、正会

員の中から上位の委員会の委員長が推薦し、理事会が選任する。専門委員長は専門委員の互選により選出する。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて 2 期を超えて役員にとどまることはできない。

2 前項にかかわらず、会長を除く役員を連続して 2 期務めた会員が引き続いて会長に選出された場合は、会長に就くことができる。

3 会長を 2 期連続して務めることはできない。また、監事を 2 期連続して務めることはできない。

4 役員は任期満了となっても、後任者に事務引き継ぎを終了するまでその職務を行う。

(辞任と補充)

第 19 条 役員はその任期中でも理事会の承認を受けて辞任することができる。

2 会長及び監事の欠員の補充は、理事会が必要と認めるとき、次点者を繰り上げる。副会長及びその他の理事の欠員の補充は理事会の議決による。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長（または会長代行の職にある副会長）がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第 21 条 役員は無報酬とする。

(事務局長)

第 22 条 この会の庶務および会計を処理するため、会長は理事会の議を経て、事務局長を任免する。

## 第 5 章 会 議

(総会の構成)

第 23 条 総会は、正会員と法人会員をもって構成する。

(総会の招集)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 か月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 理事会で必要と認めるとき

(2) 監事が必要と認めるとき

(3) 正会員と法人会員のうち、5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき

(総会の通知)

第25条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時および場所を、適当な方法によって正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、会議の都度、出席している正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他この会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- (5) 正会員と法人会員のうち、15分の1以上から、総会開催日の30日以前に、予め議題として提出された事項

(総会の成立)

第28条 総会は正会員と法人会員のうち、5分の1以上の出席によって成立する。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席している正会員および法人会員の、過半数の賛成をもって可決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

3 総会に欠席する正会員および法人会員は、議決権の行使を他の正会員、法人会員に委任することができる。

4 前項による委任は出席とみなす。

(理事会)

第29条 理事会は、会長、副会長およびその他の理事で組織し、毎年4回開催するほか、会長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して要求があった場合に、随時招集する。

2 監事、および会長が必要と認めたものは、理事会に出席し意見を述べることができる。

3 理事会の議長は、会長（または会長代行の職にある副会長）がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第31条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数の賛成で可決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

3 理事会に欠席する役員は、議決権の行使を他の出席役員に委任することができる。

4 前項による委任は出席とみなす。

(学術大会)

第 32 条 この会は、毎年 1 回以上、学術大会を開催し、会員の研究発表およびその他目的達成に必要な行事を行う。

## 第 6 章 資産および会計

(会費・寄付金)

第 33 条 この会の資産は会費、寄付金およびその他の収入を以て構成する。

(資産の管理)

第 34 条 この会の資産は、理事会が決めた方法によって会長が管理する。

(資産・経費・剰余金)

第 35 条 この会は、理事会で編入を決議した資産を以て基本金とする。この会の経費は、基本金の利子、会費、その他の収入を以て充てる。

2 この会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(会計年度)

第 36 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終る。

## 第 7 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、理事会および総会において、おのおのの出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第 38 条 この会の解散は、理事会と、正会員および法人会員を合わせた総数の過半数が出席する総会において、おのおのの出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余の財産処分)

第 39 条 この会の解散に伴う残余財産は、総会において、正会員および法人会員を合わせた総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、この会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第 8 章 雑則

(細則)

第 40 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附則

1 この会の設立初年度の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、発足時より平成 20 年 3 月 31 日までとする。

2 この会の設立当初の役員は、第 11 条および第 13 条の規定にかかわらず、以下の通りとする。その任期は平成 20 年 3 月 31 日までとし、第 18 条に規定する任期の期間に算入しない。

理事（会長）：岡田篤正

理事（副会長）：入倉孝次郎

理事（副会長）：豊蔵 勇

理事：吾妻 崇

理事：石山達也

理事：宇根 寛

理事：越後智雄

理事：岡本俊郎

理事：奥村晃史

理事：香川敬生

理事：加藤茂弘

理事：木下博久

理事：隈元 崇

理事：後藤秀昭

理事：佐竹健治

理事：鈴木康弘

理事：谷口 薫

理事：遠田晋次

理事：中島秀敏

理事：中林一樹

理事：藤原広行

理事：堀 宗朗

理事：宮腰勝義

理事：宮下由香里

理事：向山 栄

理事：目黒公郎

理事：山口 勝

理事：山中佳子

理事：吉岡敏和

監事：島崎邦彦

監事：中田 高

3 設立時の事務局長は第 22 条の規定にかかわらず、以下の通りとする。

事務局長：鈴木康弘

（名古屋大学環境学研究科 〒464-8601 名古屋市千種区不老町）

4 第 18 条の規定にかかわらず、設立後第 1 回選挙で選ばれた理事の半数は、第 2 回選挙の際に再任できないものとする。